

## 「羽村にぎわい商品券」第7弾の発行に伴う

## 取扱い加盟店の募集について

2億2千万円が市内に流通

羽村市商工会  
会長 増田 一 仁  
にぎわい商品券発行事業運営委員会  
委員長 池田 恒 雄

羽村市商工会では、羽村市と一体となって羽村市内における商店、事業所の売上向上や地域経済・企業等の活性化を図るため、7回目となる10%プレミアム付き商品券を発行します。

多くの事業所が加盟店登録されますようお願いいたします。

## にぎわい商品券 第7弾の概要

商品券名称：羽村にぎわい商品券【第7弾】

発行総額：2億2千万円（2万冊）

商品券：1冊11,000円分（500円×22枚綴り）を10,000円にて販売

【A券（全加盟店用）11枚とB券（大型スーパー以外の加盟店用）11枚で1冊】

購入限度 一人 3万円（3冊）

販売開始：平成27年 2月 22日（日）（午前10時予定）

有効期間：発売日から平成27年7月31日（金）まで

つり銭：利用者の利便性を重視し、出していただくことで統一します

## 商品券取扱い加盟店募集内容

商品券の取扱いを希望する商店、事業所を募集します。取扱いには事前登録が必要です。

## (1) 申込資格

- ・羽村市内にて事業（商店等）を営んでいる方
- ・同時キャンペーンを行える方（申込書参照）

前回登録した商店・事業所も  
申し込みが必要になります

## (2) 登録方法

別紙の「取扱い加盟店登録申込書」にご記入の上、商工会へFAX、郵送、または直接窓口までご提出ください。申込書は、ホームページ（<http://www.hamura-sci.jp/>）からもダウンロードできます。

## (3) 登録申込期限（取扱い加盟店としてチラシに掲載されます）

平成27年 1月9日（金）必着

※事務都合上、12月26日（金）までにご登録頂けると大変助かります。

## (4) 登録料及び換金手数料

登録料及び換金手数料は一切いただきません

※「取扱い手引き」「商品券見本」「登録証」「換金依頼書」「取扱い加盟店ポスター」などは、2月に送付させていただく予定です。

※多くの商店、事業所の方々のご登録により、商品券の利便性が向上し、消費者・取扱い加盟店双方にメリットが生まれます。積極的にご登録いただきますようお願いいたします。

ご不明な点は、商工会までご遠慮なくお問い合わせください。（Tel 555-6211）